

新型コロナウイルスに関するお知らせ

緊急事態宣言発令中

現在、千葉県を含む19都道府県に「緊急事態宣言」が、発令されています。新規感染者数は、減少傾向にあるものの、中等症・重症患者数は高止まりにより病床は逼迫しており、予断を許さない状況が続いています。

国は、9月15日現在、新型コロナワクチンを2回接種した方が、人口の52.1%に達したという集計結果を発表しました。しかしながら、2回接種した方の感染も報告されており、接種を終えた方も、引き続き感染症対策が必要です。

市民の皆さまにおかれましては、マスクの着用、消毒や換気、混雑を避けた行動など、今まで以上の感染症対策の徹底をお願いします。

千葉県に要望書を提出しました

令和3年9月3日、千葉県に「新型コロナウイルス感染者への対応に関する要望書」を、生活圏を同じくする長生郡7市町村連名で提出しました。



感染拡大に伴う医療機関の病床逼迫により、感染者が宿泊療養施設への入所や、自宅療養を余儀なくされていることを鑑み、「宿泊療養施設の拡充と臨時医療施設の増設」、「酸素ステーション施設の確保」、「感染者や濃厚接触者についての速やかな情報共有」を要望しました。

中学3年生・高校3年生へのワクチン接種を実施します

市では、受験などを控えた中学3年生と高校3年生に対し、新型コロナウイルスワクチンを優先的に接種できるよう取り組んでいます。中学3年生を対象とする集団接種（9月26日㊤、10月17日㊤実施）は既に受付を開始していますが、高校3年生に対しても、10月3日㊤と24日㊤に集団接種を実施し、9月24日㊤から受付を開始する予定です。

なお、申し込みが定員に満たない場合は、他の年代の方にも予約枠を開放します。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。



千葉県と連携して 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等を支援します

茂原市は千葉県と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に係る連携事業に関する覚書」を締結します。

この覚書の締結により、市は県と連携し、長生保健所（長生健康福祉センター）から要請があった場合に、自宅で不安を抱えながら療養している市民の皆さまを支援することができるようになります。

具体的な支援内容は、今後、長生保健所と協議します。

ワクチン接種に伴う小中学生の出欠席の対応について

ワクチン接種をするため、もしくは接種を受けたことによる副反応で学校を休まなければならない場合は、通常の出欠席とは違い、忌引等と同様に「出席しなければならない日数」に含まないこととなっています。

ワクチン接種に伴い休む場合は、学校までお申し出ください。

市長メッセージ

本市におきましては、新型コロナウイルス感染者の状況は改善傾向にありますが、より感染力の強い変異株が広まっており、いまだ危惧の状況が続いています。長期間に及ぶ緊急事態宣言の中、市民の皆さんの中には不安やストレスを感じている方も少なくないと思いますが、医療従事者をはじめとする関係者の方々が、一人でも多くの命を救うため奮闘されています。こうしたことを私たち一人一人が改めて認識し、感染状況が落ち着くまで、感染症対策を徹底して行い、「うつさない」「うつらない」行動をしていきましょう。

新型コロナウイルス感染者への対応は、千葉県が行っているため、市町村への情報は開示されていません。いろいろな方から長生地域でコロナ患者の対応をしている病院を聞かれますが、今のところ、非開示となっているため分かりません。自宅療養者等には、千葉県と覚書を結び、県が対応できない場合に市で対応していくことになりました。

新型コロナウイルスの市内の接種状況につきまして、9月15日現在で、1回目接種終了者が約67%、2回目接種終了者が約52%と、県平均は上回る状況で推移しています。現在、ワクチンは対象である全年齢において医療機関で接種できますが、受験などを控える中学3年生や高校3年生を優先とした集団接種も実施します。また、妊婦の方も安心して出産が迎えられるよう、かかりつけ産科医と相談の上、医療機関で接種できます。そして、このまま接種が順調に推移しますと、国が目標としている80%の接種は、10月末から11月初めには終わる予定です。

事業者の皆さまには、飲食店等の営業時間短縮等、県からの要請に最大限ご協力いただくとともに、引き続き時差出勤やテレワークの推進をお願いします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

新型コロナワクチンの接種をお願いします

新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルスの感染リスクの低減および重症化の予防効果があります。

副反応が生じることがありますが、数日で治まるものがほとんどで、障害が残るほどの副反応は稀です。

ワクチンの接種は任意ですが、市では希望する全ての方が接種できるよう、医療機関での個別接種や土日の集団接種を進めています。

個別接種については、10月後半から11月20日^①まで予約枠が多数空いていますので、接種をしていない方は、再度ご検討ください。

茂原市の 新型コロナワクチン接種状況

(令和3年9月15日現在)

年代別	接種状況	
	1回目	2回目
12歳～64歳	54.7%	32.0%
65歳以上	86.4%	84.5%
合計	66.4%	51.3%

感染力が強い**変異株**にご注意ください!! 2021年版

ゼロ密を目指そう!

～一つの密でも避けましょう～



密接
しない



密集
しない



密閉
しない

人と会うときは



- 人と十分な距離を保つ!
- 混雑している場所や時間を避ける!
- オンラインの利用や時差出勤を!
- 屋外でも密接、密集を避ける!

飲食するときは



- 少人数・短時間で、大声は避けて!
- ガイドラインを守ったお店で!
(アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など)
- テイクアウトやデリバリーも!

ポイント
会話時はマスクを着用

※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。

新型コロナウイルス感染症に係る生活支援情報

名称	支援内容	問合せ
各種証明書の無料交付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業を対象とした融資および世帯を対象とした生活資金の貸付等の申請、新型コロナウイルス感染症により入院した方を対象とした入院医療費等の公費負担申請に必要な場合、①各種税証明書(所得課税証明書・納税証明書等)、②住民票の写し、③印鑑登録証明書(印鑑登録)を無料交付。	①市民税課 ☎(20) 1577 ②③市民課 ☎(20) 1502
介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者の死亡または著しい収入の減少等により納付が困難な第1号被保険者について、申請により介護保険料を減免。	高齢者支援課 ☎(20) 1572
国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合または事業収入等が一定基準以上減少した場合、申請により国民健康保険税を減免。 ※年金の臨時特例制度については、千葉年金事務所へお問い合わせください。	国保年金課 ☎(20) 1503 千葉年金事務所 ☎043(242) 6320
傷病手当金の支給(国民健康保険)	国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない被用者に対し傷病手当金を支給。	国保年金課 ☎(20) 1503
傷病手当金の支給(後期高齢者医療制度)	後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない被用者に対し傷病手当金を支給。	
後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合または事業収入等が一定基準以上減少した場合、申請により後期高齢者医療保険料を減免。	
国民年金保険料減免等に係る臨時特例手続き	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少しかつ所得の見込が一定基準以下となる国民年金第1号被保険者について、国民年金保険料免除等の申請を受付。	収入課 ☎(20) 1578
市税の猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を廃止または休止した場合、利益の減少等により事業に著しい損失を受けた場合など、地方税を一時に納付することができない場合は、徴収の猶予が受けられることがある。	
水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の支払猶予	令和2年4月以降請求分について、支払いが困難な場合は、支払い期限の猶予に関する相談をし、猶予を受けられることがある。	東計電算 ☎(27) 3888
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	18歳未満(障害児については20歳未満)の児童を養育するひとり親世帯等へ、対象児童1人当たり5万円の給付金を支給。	子育て支援課 ☎(20) 1573
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)	児童手当または特別児童扶養手当を受給する非課税または新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、非課税者と同様の事情にあると認められる方へ、対象児童1人当たり5万円を支給。	
総合支援資金(特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業等により生活に困窮された方へ生活費等の資金を貸付。	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120(46) 1999
住居確保給付金	3カ月から最大9カ月間の家賃補助。 ※受給要件・上限額等あり	長生ひなた ☎(36) 3013
市営住宅の一時提供	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇等により、住宅の退去を余儀なくされた方の支援として、市営住宅の一時提供を行う。	建築課 ☎(20) 1588
市奨学資金の返済猶予	支払いが困難な場合、返済の猶予に関する相談の上、申請により猶予を受けられることがある。	教育総務課 ☎(20) 1557

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等への支援はこちら→



茂原市の新型コロナウイルスへの対応状況

市民の皆さまの生命と安全を守るため、感染状況等に応じた対策を講じてきました。主な事業を紹介します。

感染予防対策・感染拡大防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎入口に体表面温度測定システムを設置 茂原駅および新茂原駅自転車駐留場への一時利用券交付機の設置 茂原駅南口公共駐車場内トイレの洋式化および自動水栓化 災害時の避難所用に使用する体表面温度測定システム、パーティション、マスク、フェイスシールド等の購入およびそれを備蓄する防災備蓄倉庫の増設
市民生活・市民サービスを維持するための対応	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大による雇止めまたは内定取消者を任期付き職員として採用 収入面で大きな影響を受けたひとり親家庭等への給付金 感染予防により多くの対策を行う妊産婦への支援金 市内の医療機関、高齢者施設、介護施設等へのマスク・消毒液等の配付 医療従事者、介護事業所・障害福祉施設等職員への慰労金給付 市民センター内にテレワーク環境整備 テレワーク環境を提供する事業者へ助成金の支給
市内企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県や茂原市の融資制度を利用する際の利子補給、千葉県信用保証協会に支払う信用保証料の助成 千葉県の使用制限等の要請に応じた施設や、休業または適切な感染防止対策の協力があつた中小企業者等に協力金再建支援金を交付 公共交通事業者の感染症防止対策に対して支援金を交付
教育施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒数の増加により使用されている空調機が設置されていない教室への空調機の設置